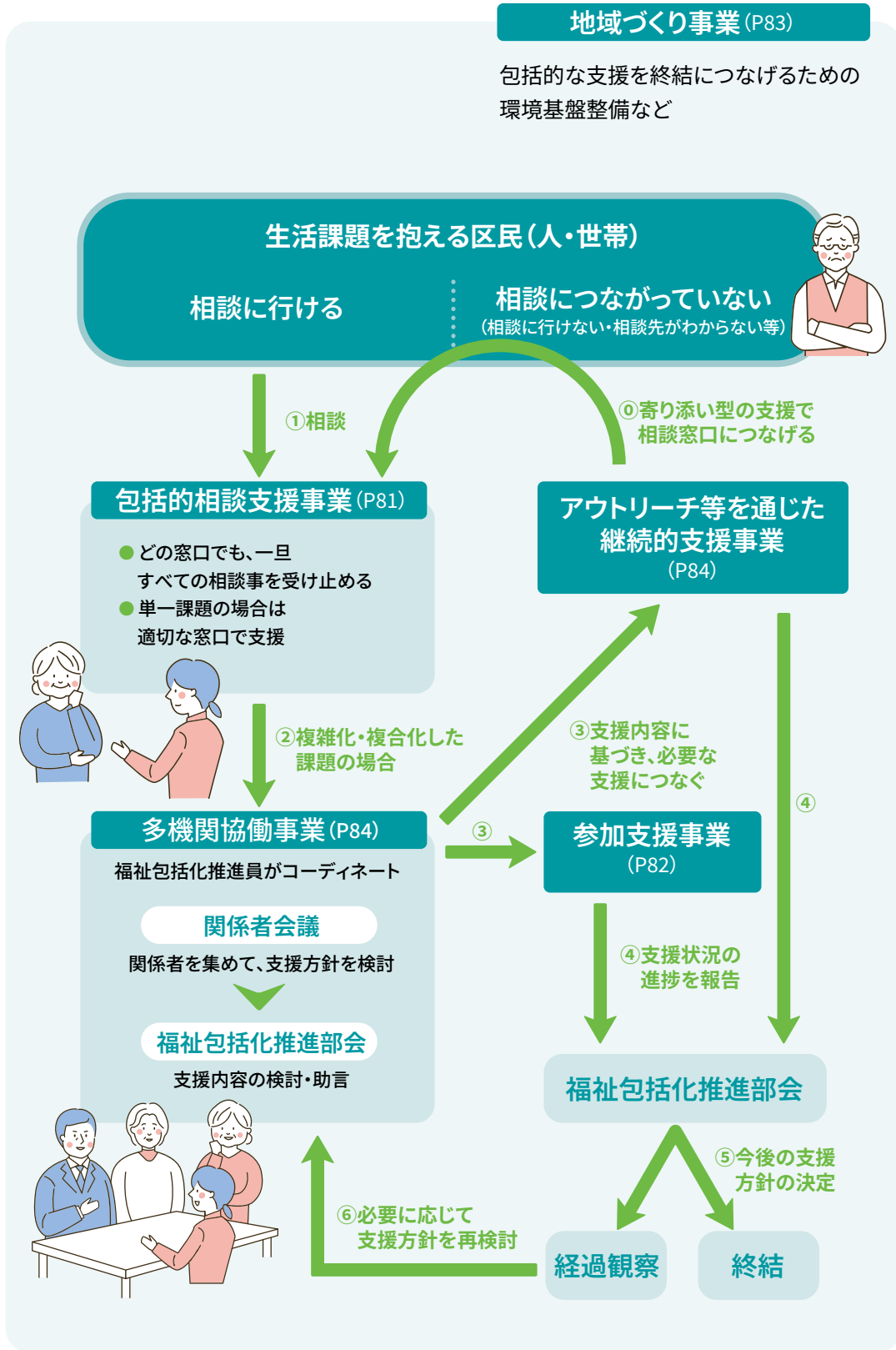


豊島区の重層的 支援体制について

豊島区の重層的支援体制について

【豊島区の重層的支援体制のフロー図】



計画の基本的な考え方

計画の背景

施策の方向

施策の内容

計画の推進に向けて

豊島区の重層的支援体制について

資料編

1

包括的相談支援事業

保健・福祉に関する各専門相談機関において、相談者が抱える悩み事・相談事が担当業務以外の事情におよんだ場合でも、一旦すべての内容を受け止め、必要に応じ、適切な相談窓口につなげ、豊島区全体で支える体制を推進していきます。

～豊島区にある福祉相談窓口(※¹)～

相談機関	実施主体（直営 / 委託）	相談窓口 設置数	設置形態
★くらし・しごと相談支援センター	自立促進担当課(委託)	1か所	基本型(※ ²)
★高齢者総合相談センター*	高齢者福祉課(委託)	8か所	基本型
心身障害者福祉センター ★（基幹相談支援センター） （障害者虐待防止センター）	障害福祉課(直営)	1か所	基本型
★利用者支援事業	（母子保健型）健康推進課相談窓口 長崎健康相談所相談窓口	健康推進課(直営) 長崎健康相談所(直営)	2か所 基本型
	（基本型）子育てインフォメーション	子育て支援課(直営)	1か所 基本型
	（基本型）子ども家庭支援センター相談窓口	子ども家庭支援センター(直営)	2か所 基本型
	（特定型）保育アドバイザー	保育課(直営)	1か所 基本型
ひきこもり相談窓口	自立促進担当課(委託)	1か所	基本型
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*	福祉総務課(委託)	8か所	地域型(※ ³)
入居相談窓口	福祉総務課、住宅課(直営)	1か所	基本型
発達障害者相談窓口	障害福祉課(直営)	1か所	基本型
生活福祉課相談窓口	生活福祉課(直営)	1か所	基本型
西部生活福祉課相談窓口	西部生活福祉課(直営)	1か所	基本型
介護相談窓口	介護保険課(直営)	1か所	基本型
アセスとしま（子ども若者総合相談）	子ども若者課(一部委託)	1か所	基本型
女性相談窓口	子育て支援課(直営)	1か所	基本型
児童相談所相談窓口	児童相談課(直営)	1か所	基本型
子ども家庭支援センター相談窓口	子ども家庭支援センター(直営)	2か所	基本型
スクールソーシャルワーカー*	教育センター(直営)	30か所 (全小中学校)	基本型

※¹ 重層的支援体制整備事業補助交付金の対象事業(★印) および福祉包括化推進員が配置されている相談窓口を掲載(令和5年4月1日現在)。

※² 単一の事業の委託を受け、支援を実施する形態

※³ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態

2 参加支援事業

既存のコミュニティに加え、新たに発掘・整備された地域の社会資源を最大限に活用し、支援を必要とする人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで、社会とのつながりを回復できるように支援します。

地域とのつながり役は、区民ひろばに配置されているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）*がその中心を担います。

～主な事業～

事業名	実施主体（直営 / 委託）	配置人数
★くらし・しごと相談支援センター	自立促進担当課（委託）	12人
★ひきこもり相談窓口	自立促進担当課（委託）	3人
コミュニティソーシャルワーク*事業	福祉総務課（委託）	16人

★印は重層的支援体制整備事業補助交付金の対象事業。
※表に記載されている名称等は令和5年4月1日現在のものです。

コラム No.25

「参加支援」と「参加支援事業」

本区では、「参加支援」の取組が充実しており、さまざまな社会参加に向けた支援を行っています。（P49 施策③参照）

一方で、国が示す重層的支援体制整備事業における「参加支援事業」は、「既存の参加支援に向けた事業では対応できない」支援と定義されており、多機関協働事業での支援方針に基づく取組の一つに位置づけられています。

本区では重層的支援体制整備事業が実施される以前から、複雑化・複合化した課題を抱えた人・世帯に対しても、社会参加に向けた支援を行ってきました。そのため、多機関協働事業での検討を経ずに、適切な支援につながることも多く、「重層的支援体制整備事業における参加支援事業」としての支援件数はごくわずかとなっています。

「参加支援」

さまざまな主体が「狭間のニーズ」を抱える当事者に対して、社会参加のサポートを行う活動

「参加支援」事業

「重層的支援体制整備事業」の一つとして、自治体が国の予算を活用して実施する事業

3 地域づくり事業

各分野での地域づくりに関する取組を引き続き推進するとともに、世代や属性といった対象を拡大することで、重層的な地域づくりを進めていきます。新たなコミュニティ等の立ち上げ支援は、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*や高齢者の生活支援推進員（生活支援コーディネーター）がその中心を担います。

～主な事業～

事業名	実施主体（直営 / 委託）	主な活動場所
① ★地域介護予防活動支援事業	高齢者福祉課（一部委託）	高田介護予防センター 東池袋フレイル対策センター
② ★生活支援体制整備事業	高齢者福祉課（委託）	高齢者総合相談センター* 圏域
③ ★地域活動支援センター事業	障害福祉課（一部委託）	地域活動支援センター Ⅰ型～Ⅲ型
④ ★地域子育て支援拠点事業	子ども若者課（一部委託）	子ども家庭支援センター、 区立保育園、区民ひろば
⑤ ★コミュニティソーシャル ワーク事業	福祉総務課（委託）	区民ひろば

★印は重層的支援体制整備事業補助交付金の対象事業。

※表に記載されている名称等は令和5年4月1日現在のものです。

～主な活動内容～

- ① 個人または団体への介護予防活動の参加や自主活動への支援
- ② 高齢者の生活支援推進員(生活支援コーディネーター)によるつながるサロン、誰でも食堂等の立ち上げ支援、フレイル*対策支援、買い物に困る高齢者に向けた移動販売の誘致等の生活支援など
- ③ 障害のある人の居場所づくりや相談できる場などを提供する地域活動支援センター事業（3類型）の実施
 - Ⅰ型…医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等
 - Ⅱ型…雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを通じて自立を促進する事業
 - Ⅲ型…活動内容は作業や交流の場の提供をはじめ、各施設によって異なる
- ④ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施など
- ⑤ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*による食堂・サロン等の立ち上げ支援、運営支援

4 アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業

区役所に来所することができないが支援を必要とする人に、アウトリーチ*活動等支援を継続的に行い、適切な包括的相談支援、参加支援を実施します。

アウトリーチ*活動等による訪問時に、訪問目的とは異なる課題が見つかった場合や、同居する家族等に課題が見つかった場合など、複合的な課題を有する世帯であったことが判明したときは、他の関係機関と連携するなど、包括的な支援が行える体制づくりを推進していきます。

～主なアウトリーチ*等活動～

事業名	実施主体	配置人数
★コミュニティソーシャルワーク*事業	福祉総務課	16人
民生委員・児童委員*による見守り	福祉総務課	222人
高齢者アウトリーチ*事業	高齢者福祉課	16人
見守りと支え合いネットワーク事業	高齢者福祉課	-
路上生活者応急援護事業	生活福祉課	1人
精神障害者に対するアウトリーチ*活動	保健予防課	2人
子ども若者総合相談事業	子ども若者課	3人
子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	10人
ヤングケアラー*支援体制強化事業	子ども家庭支援センター	2人

★印は、重層的支援体制整備事業補助交付金の対象事業。

※表に記載されている名称等は令和5年4月1日現在のものです。

※配置人数が時点や状況によって変動する事業は、配置人数の欄に「-」と記載しています。

5 多機関協働事業

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、事例全体の調整機能を担い、重層的支援体制整備事業の中心的な役割を果たします。

区では、複雑化・複合化した事例への対応の充実を図り、制度の狭間に陥らせることがないように、福祉、子ども、住宅、教育に関する部署と豊島区民社会福祉協議会*に、福祉包括化推進員を配置し、分野横断的な支援が可能な体制を整備しています。

福祉包括化推進員が各部署に配置されていることで、事例発生時に、関係機関との支援に向けた会議を直接コーディネートすることができ、迅速な対応が可能となっています。

6 重層的支援会議の体制

前述した福祉包括化推進員は、毎月1度、福祉包括化推進部会を開催しています。(P48参照) この推進部会は、各部署で発生した事例の情報共有、社会福祉法に基づく支援会議、重層的支援会議などの役割を担っています。

1 : 重層的支援会議・支援会議の流れ

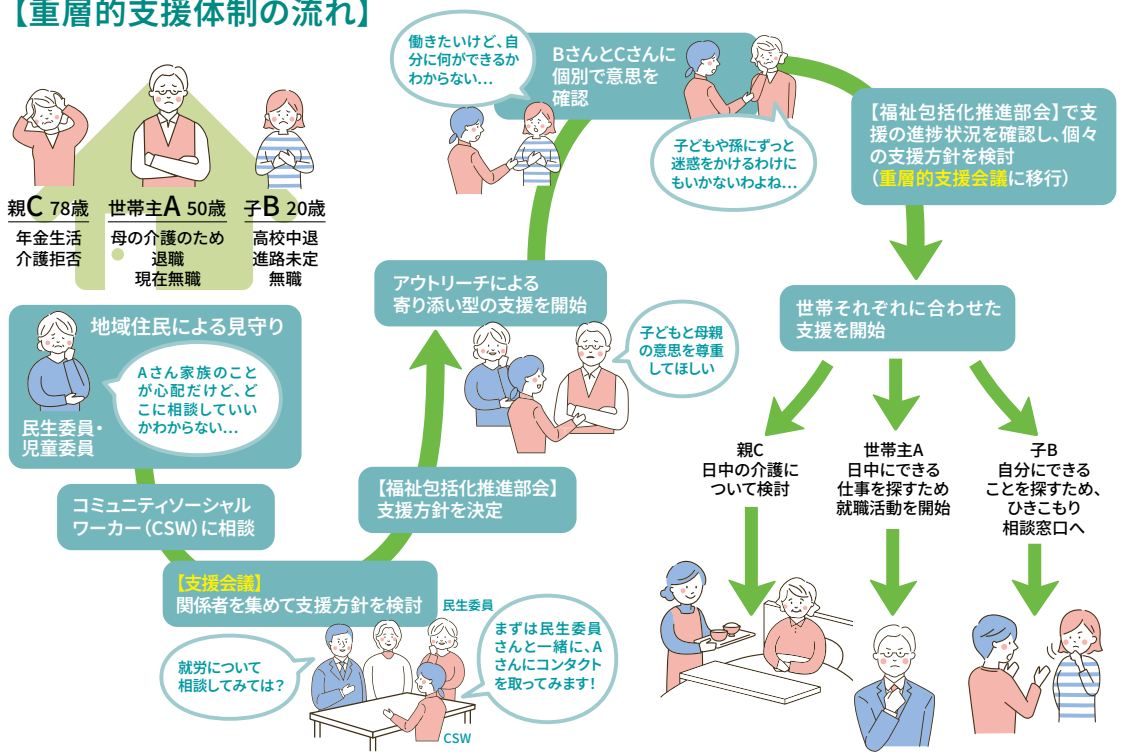
各福祉相談窓口(P81参照)で、複雑化・複合化した課題を持った相談があった場合、いったんすべての相談を受け止め、福祉包括化推進員が相談内容を整理します。相談者からの同意が得られた場合、関係機関を集め、重層的支援会議を開催し、相談者に沿った支援プランを作成します。

作成した支援プランに基づく支援を行うとともに、支援の適切性やその他の追加支援策などを、福祉包括化推進部会の中で協議し、相談者に対する支援を強化し、相談者の支援が終了するまで、寄り添い型の支援を継続していきます。

相談者から支援プラン作成についての同意が得られなかった場合は、社会福祉法第106条に基づく支援会議として、福祉包括化推進部会の中で、相談者の情報を共有し、相談者へのアプローチ方法の検討や、間接的な支援方策、相談者を世帯でみた場合に支援できる方策はないか等の検討を行います。支援の過程の中で相談者からの同意が得られた場合は、重層的支援会議に移行します。

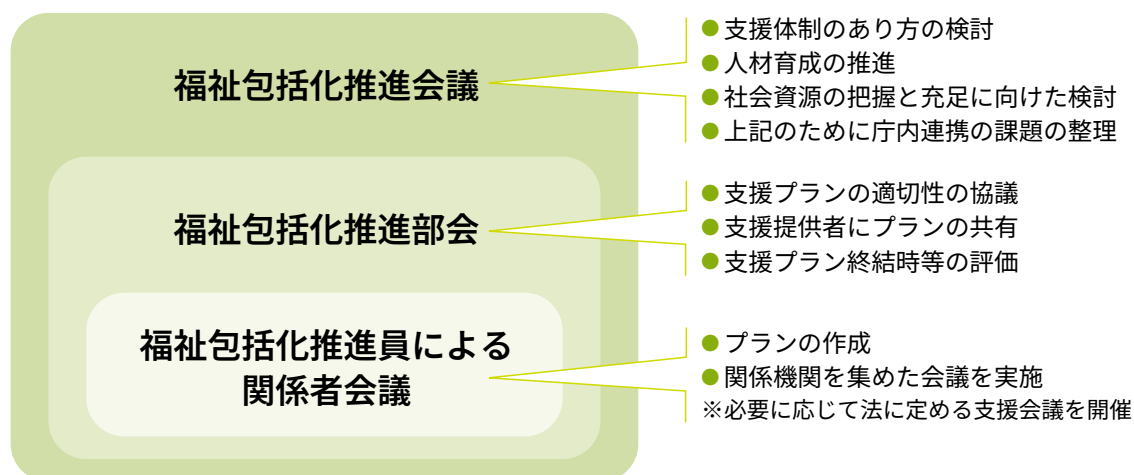
福祉包括化推進部会の支援体制のあり方、福祉人材の育成指針、庁内連携の課題の整理などについては、上位組織である、福祉包括化推進会議を定期的開催し、検討・協議しています。

【重層的支援体制の流れ】



豊島区の重層的支援体制について

【豊島区の重層的支援会議】



2 : 連携体制

構成員又は構成員の所属部署		推進会議	推進部会
1	保健福祉部長	○	
2	子ども家庭部長	○	
3	政策経営部 区民相談課	○	
4	総務部 男女平等推進センター	○	
5	区民部 収納推進担当課	○	
6	区民部 国民健康保険課	○	
7	区民部 高齢者医療年金課	○	
8	保健福祉部 福祉総務課、自立促進担当課	○	○
9	保健福祉部 高齢者福祉課	○	○
10	保健福祉部 障害福祉課、障害福祉サービス担当課	○	○
11	保健福祉部 生活福祉課	○	○
12	保健福祉部 西部生活福祉課	○	○
13	保健福祉部 介護保険課	○	○
14	保健福祉部 健康推進課	○	○
15	保健福祉部 長崎健康相談所	○	○
16	子ども家庭部 子ども若者課	○	○
17	子ども家庭部 子育て支援課	○	○
18	子ども家庭部 児童相談課	○	○
19	子ども家庭部 子ども家庭支援センター	○	○
20	都市整備部 住宅課	○	○
21	教育部 教育センター	○	○
22	豊島区民社会福祉協議会*	○	○

※表に記載されている名称等は令和5年4月1日現在のものです。